

常任委員会

行政の複雑化・多様化・専門化に対応して専門的・能率的に審査・調査をするために設けられるもので、本会議の予備的審査機関ともいわれます。本市議会には、7つの常任委員会があり、その部門に属する事項について審査・調査を行います。なお、予算決算委員会には、予算決算委員会の運営に関する事項等の協議を行う理事会、予算及び決算に関する質疑を行う分科会があります。

議会運営委員会

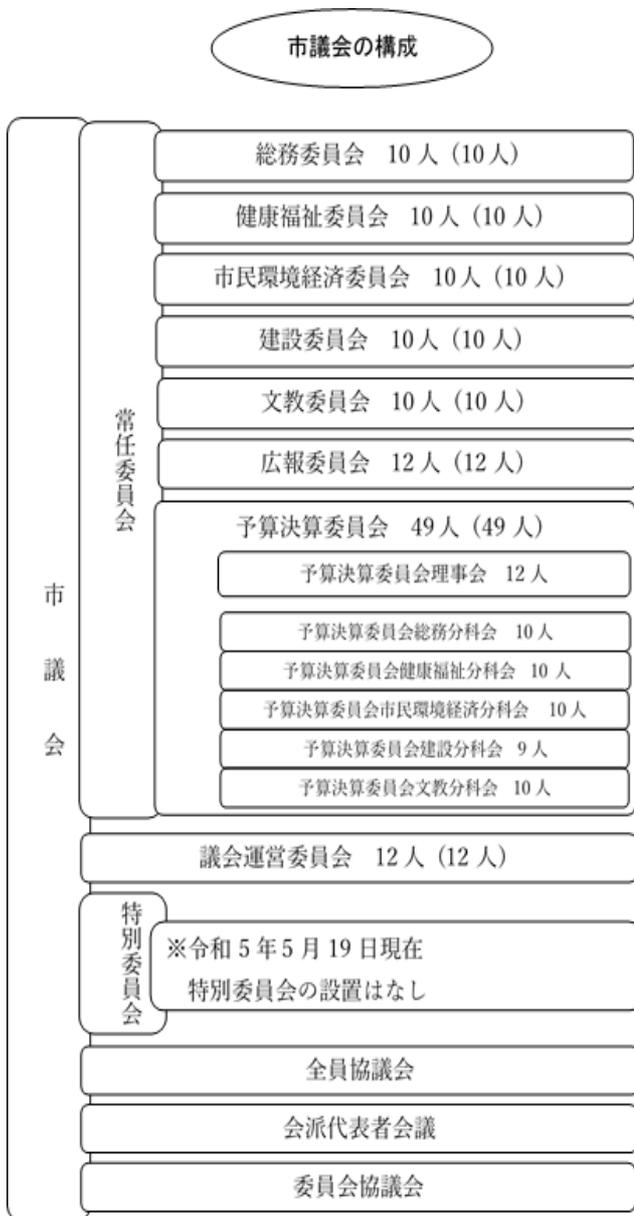
本会議の運営を円滑に能率的に行うため、議事の順序や審議方法等について協議する機関です。また、議会運営に関する案件の審査を行います。

特別委員会

特に重要な問題などを専門的に審査・調査する場合に設けられるもので、付託された案件の審査等が終われば、消滅します。

その他の会議

付託案件以外の問題を話し合う全員協議会、各会派間の意見を交換・調整するための会派代表者会議、委員会が付託された事件及び所管事務調査事件以外の案件について調査、研究または協議する委員会協議会があります。



※ () 内の数は定数

市議会の運営